

堺市学童集団下痢症に係る健康管理基本方針

平成 12 年 2 月 17 日

平成 19 年 5 月 1 日 改定

堺市教育委員会

教育委員会は、平成 8 年の学校給食による未曾有の集団下痢症発生の反省に立ち、平成 12 年 2 月「堺市学童集団下痢症に係る健康管理基本方針」を策定し、子どもたちの生涯にわたる健康づくりをめざして、身体機能・心的ケアのフォローアップを進めてきた。

平成 17 年 8 月、「基本方針」に基づいて医学的識見者による「堺市学童集団下痢症に係る健康管理専門家会議」を再編成し、今後の健康管理のあり方について専門的立場からの検討を依頼していたが、平成 19 年 3 月 28 日同専門家会議より提言を得た。

教育委員会は、新たに提言を踏まえ今後の健康管理について次のとおり定める。

1．身体面の健康管理について、腎臓検診精査報告書に「現在の症状が O157 感染症と因果関係があり、治療や経過観察が必要」と診断された方については、フォローアップ検診を継続実施する。

また、発症者で今後健康に不安等があり相談があった場合、堺市医師会 O157 感染症フォローアップ委員会の意見を参考にして個別に対応する。

2．心的ケアについては、精神科医の支援を受けて個別に対応する。心の健康問題に対応するため、関係各機関と一層の連携をはかる。

3．教育委員会において引き続き相談窓口を所管し、関係部局及び堺市医師会 O157 感染症フォローアップ委員会との連携のもと、適切な健康管理に努める。